

寄居町国民健康保険・
後期高齢者医療制度加入の皆さんへ



人間ドック・脳ドックを受けましょう

町では、皆さんの健康の維持増進のため、人間ドック、脳ドック検査料の一部を助成しています。今年度から契約医療機関が拡大され、人間ドックは15カ所、脳ドックは8カ所の検診機関で受診できます。疾病の早期発見や健康状態の把握ができますので、定期的に受診して健康管理にお役立てください。

▶助成額
人間ドック、脳ドックとも **3万5,000円** 以内
※どちらか一方のみ、年度内1回限り

▶対象
次の要件をすべて満たす方
寄居町国民健康保険に加入している方

- ①寄居町国民健康保険に加入してから継続して1年を経過した方
 - ②受診日当日35歳以上の方
 - ③国民健康保険税を完納、または完納見込みの方
 - ④同じ年度に特定健康診査を受診しない方
- ※④は人間ドック受診者のみ

後期高齢者医療制度に加入している方

- ①受診日当日に埼玉県後期高齢者医療制度の加入者で、町内在住の方
 - ②後期高齢者医療保険料を完納、または完納見込みの方
 - ③同じ年度に町が行う健康診査を受診しない方
- ※③は人間ドック受診者のみ

▶申し込み
随時受け付けています。国民健康保険被保険者証、または後期高齢者医療被保険者証を持参し、町民課へお越しください。また、ご自身で検診機関へ仮予約し、後日、町民課で申し込みすることもできます。受診に必要な「利用証明書」の交付を必ず受けてください。

※埼玉よりい病院の人間ドック・脳ドックは当面、休止となります。

☎町民課 (☎581・2121)
○国民健康保険 (☎内線113~115)
○後期高齢者医療制度 (☎内線111・112)

■人間ドック検診機関

医療機関名・電話番号	所在地
藤間病院 ☎522・0600	熊谷市末広2-137
熊谷生協病院 ☎524・3841	熊谷市上之3854
籠原病院 ☎532・6747	熊谷市美土里町3-136
熊谷総合病院 ☎521・7141	熊谷市中西4-5-1
ティーエムクリニック健診センター ☎533・8837	熊谷市三ヶ尻48
深谷寄居医師会メディカルセンター ☎572・2411	深谷市上柴町西3-6-1
深谷赤十字病院 ☎571・1511	深谷市上柴町西5-8-1
川本メディカルクリニック ☎583・7777	深谷市武川128
埼玉成恵会病院 ☎0493・23・1221	東松山市石橋1721
小川赤十字病院 ☎0493・72・2333	小川町小川1525
野崎医院 ※ ☎0493・72・0101	小川町青山1439
瀬川病院 ☎0493・72・0328	小川町大塚30-1
本庄総合病院 ☎0495・22・6111	本庄市北堀1780
埼玉医科大学病院 ☎049・276・1550	毛呂山町毛呂本郷38
皆野病院 ☎0494・62・6300	皆野町皆野2031-1

※野崎医院は、電話予約はできません。病院で直接予約をした後、「利用証明書」の交付を受けてください。

■脳ドック検診機関

医療機関名・電話番号	所在地
関東脳神経外科病院 ☎521・3133	熊谷市代1120
籠原病院 ☎532・6747	熊谷市美土里町3-136
熊谷総合病院 ☎521・7141	熊谷市中西4-5-1
深谷寄居医師会メディカルセンター ☎572・2411	深谷市上柴町西3-6-1
深谷赤十字病院 ☎571・1511	深谷市上柴町西5-8-1
磯部クリニック ☎575・1131	深谷市新井926
小川赤十字病院 ☎0493・72・2333	小川町小川1525
皆野病院 ☎0494・62・6300	皆野町皆野2031-1

ご利用ください！ まちなか居住支援・定住促進補助制度

町では、町内・まちなかへの移住・定住を推進するため、若い世代や子育て世帯の住宅取得を支援する補助制度を実施しています。

☎都市計画課 (☎581・2121内線241)

1 寄居町まちなか住宅取得支援補助金 中心市街地

新たに中心市街地の区域内に転居する方への住宅取得補助制度です。

▶対象要件／過去に同補助金および寄居町定住促進補助金を利用していない方で、次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①子育て世帯(18歳以下の子どもがいる世帯)または申請日時時点で40歳未満の方
- ②転入・転居前に3年以上中心市街地の区域外に住民登録しており、令和2年4月1日以降に新たに中心市街地の区域内に転居した方
- ③令和2年4月1日以降の契約により住宅を取得・登記した方
- ④5年以上継続して当該住宅を所有し、居住する方
- ⑤世帯全員に町税の滞納がない方

▶補助金額

- 新築住宅(敷地面積150㎡以上) 100万円
- 中古住宅(延床面積100㎡以上) 50万円

3 寄居町定住促進補助金

▶対象要件／過去に同補助金および寄居町まちなか住宅取得支援補助金を利用していない方で、次の①～⑥の要件をすべて満たす方

- ①子育て世帯(18歳以下の子どもがいる世帯)または令和3年3月末日時点で40歳未満の方
- ②転入前に3年以上ほかの市区町村に住んでおり、平成29年4月1日以降に新たに寄居町に転入する方 ※中心市街地を除く
- ③世帯全員に町税の滞納がない方
- ④平成29年4月1日以降に申請者が居住のために契約した新築住宅であること
- ⑤住宅の敷地面積が150㎡以上であること
- ⑥申請者名義で建物登記が完了し入居していること

▶補助金額

- 子育て世帯の転入者 40万円
- 40歳未満の転入者 30万円

▶加算措置

- 地域加算 10万円

※用途地域内(寄居駅・男衾駅周辺)に住宅を取得する方

2 寄居町まちなか住宅団地整備補助金 中心市街地

中心市街地で住宅団地を整備・販売する方への補助制度です。

▶対象要件／過去に同補助金を利用していない事業で、次の①～③の要件をすべて満たすもの

- ①中心市街地の区域内で、2区画以上(1区画当たり150㎡以上)の住宅団地を整備すること
- ②工事施工者を町内事業者から選定するよう努めること
- ③町税の滞納がないこと

▶補助対象経費／用地の測量・登記費用、既存建物・上下水道の撤去費用、上下水道の設置費用など

▶補助率・補助上限額／補助対象経費の2分の1

敷地面積1,000㎡以上または6区画以上の整備の場合

100万円／区画 上限500万円

上記以外の場合

60万円／区画 上限250万円

▶1・2の対象区域／破線で囲まれた区域



申請についての詳細はQRコードからご覧いただけます。